

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（2）

2. 日時：令和5年6月6日（火）16時15分～18時35分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官、加藤係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

技術主席 他4名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

マネージャー 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について

資料2 日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の許認可申請書についてのご質問に対する回答

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の赤沢です。それでは、大洗廃棄物管理施設の設工認についてのヒアリングを始めたいと思います。本日は、設工認申請の概要の資料。
0:00:18	別添資料はようこそ、もう一つ、
0:00:27	表の 20 万の考え方の生産県いただいていると思いますので、まず概要資料の方から簡単にご説明お願いできますでしょうか。
0:00:41	十番。
0:00:43	はい。
0:00:45	はい。大洗廃棄物管理課庄子と申します。よろしくお願いします。
0:00:51	それではですね、資料に基づきましてご説明させていただきます。
0:00:56	新規制基準に係る廃棄物管理施設野瀬本人の申請についてということで、
0:01:03	大きくですね二つに分けております。施工設工認に係る概要と、あと確認漏れ確認、各申請漏れ確認プロセスということで、大きく二つに分けてございます。
0:01:16	まず概要のほうをご説明させていただきます。
0:01:22	設工認に係る概要でございますが、
0:01:28	まず 3 ページになります。
0:01:31	廃棄物管理施設の外、配置図ということで記載してございます。
0:01:37	これに関して今回、市、
0:01:40	設工認の対象となる施設を記載してございますが、今回の全施設対象ということで、文字を赤くしているところが、施設、対象施設となってございますが、ほぼ全部ということになります。
0:01:53	区分として色ついてますが、ますが、これについては取り扱う廃棄物、液体 β γ α 、あと、
0:02:01	保管施設ということで色分けてるものでございますが、対象施設としては全部になります。
0:02:10	4 ページでございますが、
0:02:13	こちら申請の概要ということで書いてございます。
0:02:16	廃棄物管理施設についてはですね、建屋ごと 19 施設で、OWTFを含めて 19 施設ということで構成されております。ということで申請内容についてもですね多岐にわたるといことで分割して施行に。
0:02:32	を申請するということにしております。
0:02:36	施設設備が多いということで、工事を伴うもの、あとですね、詳細設計を行ってからの申請ということでは時間を要するということ、あとは施設の安全上のリスクの低減に効果が強く設計と、工事時間を要する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	ものについてはですね先に優先して行うということで、今現状まで進めさせていただいているものでございます。表はですね、申請済みのものと本申請ということで分けて。
0:03:04	記載してございまして、今までですね申請済みのものについては4件でございます。
0:03:11	通信連絡設備の一部変更ということで、これは構内一斉放送設備等が対象になってございます。令和2年の3月27認可をいただいております。
0:03:22	それと、あと火災皆さん、27人をいただいております。それと、設備の一部変更ということで火災報知設備がなかった施設3施設についてですね新たに追加したということになります。
0:03:35	この二つについてはですね、通信連絡設備についてはですね、なお従前ということで使用前検査の方の中で、消防法を受けて終わっているものでござい報知設備の方につきましては使用前、
0:03:50	確認の方を終えているものでございます。
0:03:55	さらにあと1件ですね答え修正感情1の遮へいスラブの遮へいの追加ということで、これ管路市の竹川の社会福祉課ということで、遮へいスラブにしております。来るという。
0:04:08	ものでございますが、これについては、3令和3年10月28日にもう認可をいただいているものでございます。まだ工事は行ってないものでございます。
0:04:18	それと、固体廃棄物減容処理施設OWTFの設置ということでこちらについての設工認については令和4年4月18日に認可をいただいているものでございます。この4件がですねございます。
0:04:31	大江先生が、済みのものでございます。今回、それ以外のものということで本申請と書いてございます。項目、申請内容としましては、バックフィット対応としての設備の追加。
0:04:43	大きなものとしては竜巻対策になりますが、
0:04:47	その設備の追加がでございます。
0:04:50	あとですね設備の使用停止に伴う設備の変更ということで、化学処理装置というのがございますが、その使用停止、あと有機廃液一時格納庫の停止ということ。
0:05:02	大きいものはありますけども、そのを含めた本申請ということで今回申請させていただけるものでございます。
0:05:16	次のページ、5ページにいきますとですね施工に係る技術基準の全体概要ということで、左側に技術基準の条文が書いてございます。
0:05:28	横に項目あと工事があるかどうか、対象設備ということで書いてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	左側右側の対象設備についてはですね、下に建屋ごとにですねアルファベットをつけてございまして、
0:05:42	それに対して工事があるかどうかということで記載をしているものでございます。
0:05:47	大きなところで言うと、6条ですね、地震による損傷の防止とかですね、閉じ込め、あと火災等ございます。
0:05:59	医療がそうですね色がついているところが今回通しているところ、あとは査定や、また気に多い施設が多いということで、
0:06:09	対象施設についてもですね、アルファベットでちょっと、
0:06:12	書いて対象施設の方を記載しているものでございます。
0:06:17	これに基づきまして、
0:06:20	審査を進めていただくということになるかと思いますが、次のページにですね、審査進め方ということで記載をさせていただいております。
0:06:30	建屋が多いということで、条文ごとにですね分けさせていただいて、
0:06:40	回数としては4回を想定しているものでございますが、
0:06:44	まずはその資本申請で該当しない条文というの後、条文がございますので、そちらの説明、あと技術基準に基づいて、工事が無い。
0:06:54	ものを、あとはですねバックフィット対応として追加する施設。
0:06:59	設備として、竜巻対策がありますが、この条文をですね、まとめて1回行くと。
0:07:07	その他ですね3回についてはですねバックフィット対応をこれは工事が不要のものになります。
0:07:16	具体的には搬送設備とか、廃棄する答え器具の廃棄施設、消防施設電気施設、設備、通信連絡設備等が該当します。これに該当する条文ですね、11条十四条22条23条、これについてご説明すると。
0:07:32	最後に、それ以外のものということで、大きく使用の停止に伴い変更をとか追加する設備、ということがあるんですが、これについても工事があるものないものというのがございます。
0:07:46	そちらも含めてですね工事があるものと、工事がないもの、合わせてですね、それまでに説明したものについて第12条、技術基準の方、すべて該当するというもので、
0:07:59	ちょっと条文の方の説明を行うということで、経営3回に分けてご説明するというもので
0:08:06	考えているものでございます。
0:08:13	7ページからですね、具体的にその施行人の概要ということで内容に入っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	まず、バックフィット対応として追加する設備ということでこれは工事を要するものということになります。具体的には竜巻対策設備ということで防壁を作るというものでございます。
0:08:32	まず設計条件というのが書いてございまして
0:08:36	設備を十分支持できることまで地盤に移設する設計。
0:08:40	のみ対象の廃棄、廃液処理等になりますが、廃棄処理等のその他の施設についても、
0:08:48	美瑛提供おおよし得る自然現象と竜巻の影響に安全損なうことのない設計とするというのが、竜野になります。
0:08:57	具体的に設計仕様が書いてございます。壁を想定してございまして、普通コンクリートのものを高さが3.5メートル。
0:09:08	厚さが0.26メートル以上ということで、こういうものを、間瀬設置するというふうに考えているものでございます。
0:09:20	これについて次のページでございしますが、実際のその技術基準に対してどういうもの該当するかということで、これについてはですね第5条、8条、12条が該当するというのでまず五条のご説明になります。
0:09:37	土壌については、
0:09:39	算定した地震力が作動を採用した場合においても、十分に支持することができるようにですね、許容支持力が常時接地圧を超えない理事層に支持させるとか、
0:09:51	いうこと、あと外部の衝撃に対する損傷の防止ということについては、
0:09:57	今回の竜巻の設置にあたっては、壁の設置にあたってはですね普通からの飛来物の衝突を想定してまして、そちらの衝突により、廃棄処理棟の中のですね装置の配管。
0:10:12	損傷を防止するため、それを守るために作るものだと、ということになります。
0:10:20	9ページでございしますが12条ということで外部からの衝撃による損傷の防止の機能は県健全に維持されていることを確認できるように、これについては手順書等で、
0:10:34	に従って試験検査ができるものと、にするということになっております。
0:10:43	でさらに、
0:10:46	当時、Bに関してですね、この差ということで、
0:10:51	具体的に図示しているものが10ページになってございます。
0:10:57	対策設備ということで高さがはんぺん5メートル以上のもの、厚さが0.26メートル以上のもので飛来物は伸ばされて2億メートル以上の茶を想定してまして、守れ守るべきところが廃棄処理等というところになります。
0:11:16	11ページにありますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	今のが、工事はバックフィット対応として工事が必要なものということになります。
0:11:29	以降 11 ページからです。はですね本来バックフィット対応なんですけども、
0:11:34	設備既設設備のため、工事不要ということで、工事を伴わないものということで記載しているものがございます。
0:11:43	まず、搬送設備がございます。
0:11:47	搬送設備についてはですね廃棄物を運搬するということで安全機能が安全に維持されていること。間瀬。設計条件でございますが、施設の運転中または停止中に点検、
0:12:00	検査、試験等、保守または修理ができる設計で検査等、保守、
0:12:06	それと搬送する当然ながら搬送する能力を有する設計であると、あと廃棄物を搬送するための努力や供給が停止した場合に安全に保持できる設計。
0:12:15	ものになります。
0:12:20	開けて、
0:12:21	このようになります。
0:12:23	12 ページですがこれは具体的な今回の申請のものになります。
0:12:27	左側に設備、右側にですね、建屋が記載してございます。
0:12:33	大きなところでクレーンですね、熟練天井クレーン、あとは装置に付随したコンベア類になります。これですね、プレゼンテーションPREになります搬送設備等入金もなります。
0:12:48	それと保管場になりますがフォークリフト等ですね、駅設備なり放棄せえ北陸とかあとエレベーターというのが対象になります。
0:13:01	これらの設備についてはですね 13 ページに、それぞれ仕様が書いてございます。定格荷重ですね、実用ていとかですね、それぞれ仕様が記載されてございます。
0:13:13	当然ながら設計書にございまして設計就任もございますが、努力の供給が停止した場合に、電磁ブレーキに手すりを保持するような軌道をこれを備えているものになります。
0:13:30	これに関する技術基準でございますが、こちらについては、ページ 14 ページ以降になります。
0:13:37	搬送設備についてはですね、12 条、十四条ということ該当するということで、12 条についてはですね。
0:13:45	ええ。
0:13:47	ですね、保安規定またはその下部規定において定めてですね、試験検査等ができるもの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:54	あと市販品を使用しているということで同等以上の性能を有するものと交換できるということで保守または修理が可能なもの。
0:14:02	すると。
0:14:03	ということになります。
0:14:05	あと搬送設備ということで17条に該当しますが、
0:14:09	これについてはですね最大重量をコンビルが搬送する能力を有するということ。
0:14:16	それについてはですね超えないように下部規定で定めるということにしております。あと電源供給ですね、停止した場合にも、ブレーキ等書き電子電磁ブレーキ、もしくは設備が停止することにより、吊具。
0:14:31	これを、当然廃棄物を積んでいく、乾燥してるというものでございますので掃除できるものであるというふうになってございます。
0:14:43	その他ですね、搬送設備外ということで固体廃棄物の廃棄施設が次該当になります。15ページになります。
0:14:54	こちらについてはですね、それぞれ施設、布施建屋に設置するものということで、
0:15:01	廃棄物入れるもの、収納するものということで
0:15:06	今回追加するものでございます。
0:15:13	16ページに書いてございますがそれぞれ追加する、廃棄施設のものということで、施設、
0:15:21	あとはそれで施設に応じた使用ということで、それぞれ能力、収納できる能力ということで記載をさせて、記載しているものでございます。
0:15:34	これらの答え木曾の廃棄施設に関わる技術基準ということで、こちらについては第12条、になりますが、
0:15:43	定款、
0:15:46	これについてもですね要領決まってるということで保安規定、また下部規定における手順に従って試験検査できるようにするということ、あとは構成機器が四半期市販製品を使用して同等以上の性能を有するものと交換できるように、
0:16:00	維持することで、保守または修理が可能なものであるということになります。
0:16:12	続きましてバックフィット対策の工事不要のものについては、ついでのものですが、それで消火設備ということで18ページに記載してございます。
0:16:25	消火設備ということで消防設備消火設備による消火器とですね、自動火災報知設備、あと安全避難通路ということで三種類3項目ございます。
0:16:38	消火器についてはですね。
0:16:41	安全機能を、
0:16:44	を持つ設備として追加するというのでそれぞれ建屋に、
0:16:50	設置するものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	自動火災報知設備についてはですね。
0:16:56	これについては、建屋該当建屋固体週間 14 というところになります。
0:17:02	あと安全避難通路については各建屋になりますが、
0:17:07	それを追加するものでございます。
0:17:11	19 ページに設計仕様ということで書いてございますが消火器の使用をですね。
0:17:17	粉末ABC消火器、あとは固体修正から 14 については自動火災報知設備これは R型の火災受信機、あと感知器がある形になりますが、
0:17:28	感知器については煙式になります。
0:17:32	こちらを設置するということになります。
0:17:35	あと安全避難通路ということで、主に誘導灯をですね。
0:17:40	教師誘導標識というものがイトウになります。
0:17:47	これらの設計条件としまして 20 ページに記載してございますが、
0:17:53	まず、セ設置条件というふうになります。方言は 20 メーター以下となるように配置する設計ということでそれ、その期間で消火器を配置するという。こと。
0:18:04	等になります。
0:18:07	あとは消防設備ということで確実に検知して警報を発する設備、設計とするということ、
0:18:15	これについてはですね警報は建屋に、建屋で受信しは、検知しますが、信号についてはですね管理機械棟、あと、警備長。
0:18:26	の方に警報が発報するというふうな設計を担ってございます。
0:18:33	あとは、安全機能ということで運転中または停止中に定めた点検または検査試験、保守簿または修理ができる設計となっているということです。
0:18:44	あとは人の心避難のためですね、
0:18:48	に避難通路を誘導灯を設けるということが、に踏まえる設計とするということになります。
0:19:00	これらの技術基準についてはですね 21 ページに書いてございます。
0:19:05	第 11 条ですね。
0:19:08	12 条 1023 条。
0:19:11	そういうところになります。
0:19:17	21 ページのですね 11 条については火災等による損傷の防止ということで、主消防設備の消火器と自動火災報知設備については、
0:19:30	火災防護に関する審査指針の考えに基づいて設置しているものを設置するものと、
0:19:35	いうこと。
0:19:37	あとは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	図書破壊または事情等に施設の安全性 20、77 条及創生ないものということで、日本、消防検定協会の検定品を使うと。
0:19:49	いうことを採用するということにしております。
0:19:55	あと 12 条 5 でございますが、
0:19:59	22 ページになります。
0:20:02	安全機能を有するというので、
0:20:06	構成品が可能な限り社員を水泳使用することとあと、検査、試験ができるようにするというので。
0:20:14	あとは保守または修理が可能なものと、
0:20:17	いうことになります。
0:20:19	あと通信連絡設備ということで、人の避難のための設備が設けられるということでこれについては誘導標識等ですね、を設けて
0:20:30	設けるということでこれについても、
0:20:33	同等以上の性能を有するものと交換できるようにするというにしております。
0:20:41	23 ページ以降ですね電気設備、通信連絡設備ということになります。
0:20:47	電気設備等についてはですね。
0:20:51	これ発電機、可搬型発電機ということでこれを追加するというにになります。
0:20:57	それと通信連絡設備、一部は、もうすでに設工認、いつ認可いただいているところでございますがそれ以外のところということで、放送設備ページング設備後電話ですね、所内内線、電話設備等が該当します。
0:21:13	電気設備についても、それぞれ設置建屋が決められておりますのでそこに可搬型発電機で
0:21:21	外部電源喪失時に供給するというにになります。それと通信連絡設備についても、それぞれ建屋のほぼ全部の建屋になるかと思いますが、建屋に
0:21:33	設けるということになってございます。
0:21:38	この設計方針でございますが、24 ページの方に入っております。
0:21:45	安全機能が現在維持されて確認できるように、その施設運転中の運転中または停止中に点検検査、試験等、あと修理が保守修理ができるように設計することになります。
0:21:59	あと、外部電源がですね、からの電源電気の供給が停止した場合、いいですね。
0:22:08	閉じ込めの機能とかですね監視が必要な設備に給電できるように予備電源設備としての、
0:22:15	可搬型発電機、これを備える設計とします。
0:22:20	あとは、事故等が発生した場合におけるその施設内にいる、従事者に対してですね、安全に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:28	避難できるようにということで、
0:22:32	放送設備ページングとか、内線を、
0:22:36	設備を設置するということになります。
0:22:42	設計仕様でございますが、25 ページになります。
0:22:47	これも建屋、左側に建屋が書いてございます。右に仕様をということで、それぞれ、まずは可搬型発電設備についてですが、これは建屋に対して、建屋ごとにですね要求している機能がありますのでそれに応じたもの。
0:23:05	供給するということでそれぞれ定格出力も変わってございますが、そういう、この可搬型発電機を設けると。
0:23:13	いうことになります。
0:23:14	あと、下の方ですね、通信連絡設備については、建屋すべての建屋になりますが、
0:23:21	それに対して使用ということで放送設備ページング設備加入電話、あと所内内線電話設備を設けるということになります。
0:23:30	これに対する技術基準が 26 ページに記載されておりまして 12 条安全機能を有する施設ということで、
0:23:40	これについてもですね、ペー保安規定とか下部規定において、手順をして、定めてですね、検査試験できるようなもの、あとは、市販品を使用して同等以上の性能を有するものと交換できるということで保守、修理が可能なもの。
0:23:56	あとは、浜原子力施設としている通信連中心連絡設備についてはですね安全機能が喪失しても他の安全機能独立で設置されているということから安全、施設管理施設の安全性を損なうことがないようにすると。
0:24:11	いうことにして参ります。
0:24:13	それと、10、予備電源については 22 条が該当します。
0:24:18	こちらについてもですね、外部電源系統からの電源の供給が停止する場合においてですね必要となる機能。
0:24:26	閉じ込めとか、監視が必要な設備に給電できるということでええよ、可搬型発電機を備えるということにしてございます。当然ながら供給する容量についてはですね。
0:24:39	十分な容量をその施設に必要な時、容量を有する設計としております。
0:24:48	あとバックフィット対応としてですね電気通信、23 条になります。
0:24:55	こちらについてもですね、管理施設内にいる従業員等にですね。
0:25:00	指示できるようにということで放送設備、ページ 9 の所内内線設備等を備えるということにしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	三つ目でございますが、29 ページになります。こちらについてはですね、使用の停止に関わるものということで、使用の停止に伴いまして変更追加になるもの。
0:25:27	ということで、まず、その中でも工事が要るもの以内でないものということになります。まず、29 ページについては、工事が必要なものと、工事が不要なものということになります。
0:25:39	まず二つございまして、廃液蒸発装置 1 というところがございまして。これについてはですね。はい。化学処理装置の方を使用停止することにしておりますので、
0:25:51	こちらの化学処理装置の使用停止に伴いまして、現在化学処理装置の方に位置付けられてます。分析フード。
0:25:59	とかですね、主要配管の一部についてですね、これはもう変更することになります。
0:26:07	それと、β γ 焼却装置の有機溶媒貯槽というのがございまして。
0:26:12	これについてはですね使用停止にするものとして有機廃液一時格納庫というのがございまして。
0:26:18	こちらの弓削基地格納庫の使用停止に伴いまして、こちら受け入れ施設になってございまして、受け入れ施設数がなくなるということで新たにこちらのβ γ 焼却装置のですね、有機溶媒貯槽の方を、
0:26:32	系列施設として追加するというものでございまして。
0:26:40	こちらについてはですね工事不要ということで、30 ページに書いてございまして、まず 18 装置 1 の設計条件としましては、
0:26:49	廃棄処理等にこれはございまして、地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさない設計とするということ。
0:26:58	あと、は、
0:27:01	廃棄処理等については液体廃棄物を取りの処理施設が 5 箇でございまして、
0:27:10	汚染に起因する放射性物質、平成に応じて壁、あとコミュニティする等ですね、区画するということあと負圧維持等を行ってない分が、内部の空気が外部に漏れにくい設計とするとか。
0:27:24	そういうのがございまして。
0:27:26	あとは処理設備、排除措置 1 でございまして、火災または爆発に損傷を受ける恐れがないものを、あるものについては金属類を使用するなどですね、不燃材または難燃剤の材料を使用することにしてございまして。
0:27:44	あとは製品の交換による保守または修理ができる設計とするというふうにしてございまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:54	で、五番目としてですね、受入れる放射性廃棄物の処理される必要能力を有する設計であるものだという事で記載をさせていただきます。
0:28:05	31 ページになりますが、具体的設計条件ということで書いてございます。
0:28:12	島津主要配管ということで、配管の一部の変更ということになりますが、それぞれ系統が書いてございます。さらに内包する放射性液体の種類ということが書いてございます。
0:28:28	これらについてですね、
0:28:33	こちらを変更するということと、あと分析風洞についてもですね
0:28:41	2A3。
0:28:42	廃棄処理等に分析がございましてあと管理機械等のホット実験室の風土をこの 3 期、がございましてこれらの、
0:28:51	それぞれの仕様を変えていく、変えているのが、31 ページになります。
0:28:58	これについての技術基準に関してはですね、6 条を、
0:29:04	10 条、そういうこと、あと、11 条ということで、
0:29:09	12 条を、
0:29:11	18 条と接触で記載されて、該当します。
0:29:15	まず 6 条についてはですね。はい。液体の処理施設でございましてので、Cクラスとしての地震力に対する油久により発生する応力が、
0:29:27	安全上適切に定める規則基準等を参考に、
0:29:30	設定されている教育を超えないようにすると。
0:29:34	いうもの。
0:29:36	です。あと
0:29:39	次のページ 33 ページになりますが、閉じ込め機能ということ第 10 条になります。
0:29:46	こちらについてはですね分析誘導等をですね、こちらについては、気体廃棄物の廃棄施設、これ廃棄処理等になりますが、管理機械等の廃棄設備になりますがそちらに接続してですね、開口部の風速を維持すると。
0:30:01	いうふうになります。
0:30:03	ちょっと分析誘導についてはですね汚染に起因する放射性物質、その他放射線量に応じてですね、機密等壁等により機密にするという等を区画するということと内部の関係を行うと。
0:30:15	テストと、外部に漏れにくい構造になります。
0:30:22	それと火災による損傷の防止ということで、可能な限り不燃性または難燃性の材料を設け、使用すると。
0:30:31	いうことになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:32	あと 12 条安全機能を有する設備ということになりますので、こちらについてもですね。
0:30:39	閉じ込め機能とか、津波による損傷の防止機能とか、処理機能が関連、健全に維持されて確認できるようにいけ住所手順に従ってですね、検査試験。
0:30:51	あとは、可能な限り市販品を使用して同等以上の性能を有するものと交換できるということで保守、修理が可能なものにとすると。
0:30:59	になります。
0:31:01	あと 18 条、処理施設並びに及び廃棄施設に該当しますが、こちらについては、蒸発装置については、放射性廃棄物を処理するために必要な能力ということで、
0:31:14	返還処理可能量を有するということになってございます。これについては保安規定または下部規定において、制限します。
0:31:28	の中でですね工事、設備の停止してもらって、工事費用のものについて、二つ目でございますが、有機溶媒貯槽になります。
0:31:37	これについては有機廃液一時格納庫の停止にってもらって受け入れ施設にするというものでございますが、これについても設計条件、ですね、地震力による損傷により、
0:31:48	放射線は 5 及ぼさないように施設、する設計とする。あとはこれは β γ 固体処理 3 という建屋にございますが、これの受け入れ施設の有機溶媒貯槽についてはですね。
0:31:59	他の
0:32:01	施設に影響をおよぼし得るG、辞書を落としてですね、
0:32:06	貯層内の施設内貯層の結果への影響に安全、安全性を損なうことがない設計とすること。
0:32:14	あとは漏えいを通す。
0:32:16	有機溶媒貯槽からの漏えいですね、を装置に検出するために検知器を設けると。
0:32:23	編入。
0:32:24	設けてですね、あとは、
0:32:27	拡大防止を図る設計とするというふうにしてございます。
0:32:31	あと、液体グループ経理施設についてはですね、火災爆発によりその小計恐れがあるものについては金属類を使用するということで、不燃または難燃性の材料を使用する設計としております。
0:32:46	ちょっと閉合が運営していただけますが、
0:32:51	これについてはね、ですね、変形においてですね安全機能は健全に維持されていることを確認できるようにするというようにしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:03	当然製品の交換による保全保守または修理ができる設計とするということにして ございます。
0:33:12	具体的な仕様が、
0:33:15	38 ページに書いてございまして廃油タンクについてはですね、
0:33:21	容量が 96 リッターですね、0.096 立米ほどになります。
0:33:29	ステンレス製のものをのタンクになります。抵抗については堰を設けるというこ とで、堰の高さ、29 センチ以上の堰が周りにあるということになります。
0:33:41	技術基準につきましては、39 ページになりますが、地震による損傷の防止 6 条に なります。
0:33:48	こちらについてはBクラス数としてですね、
0:33:53	設計するということにしてございます。
0:33:58	40 ページにはですね、第 8 条外部から省エネ損傷ということで液体貨物の受け入 れ施設となりますが、貯槽が決壊した場合でも、
0:34:07	貯槽内の廃液をすべて受け入れることができる堰、これを有しているということで、 溢れることはないということになります。
0:34:17	41 ページについてはですね、こちらも十条、閉じ込めに関する記載になります。
0:34:24	こちらですね
0:34:26	施設外への漏えいすること防止 3 の堰等で設けるということ、あとは堰内に検知 器を設ける。
0:34:33	ということで漏えいを早期に検出できるということで、漏えいの拡大を防止できるよ うになってございます。
0:34:40	するということになります。
0:34:49	ちょっと、
0:34:57	運賃、ページ冒頭、41 ページになりますが、施行に
0:35:04	これが 10 条閉じ込めになります。当初、すみませんがありました、40 ページ 42 ページになりますが、
0:35:13	火災による損傷の増値ということで、
0:35:18	こちらについてはですね北井秋月り切に関しては爆発、火災爆発により損傷を受 ける恐れがないものについては金属製、金属類を使用するということで不燃また は難燃材料を使用すると。
0:35:31	ことになります。
0:35:34	43、8、43 ページについてはですね使用の停止に伴うものということで 12 条、安全 機能を有するスプールせ施設ということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:45	こちらにもアクセ事務所等に定める、保安規定または下部規定に定める手順に従ってですね、検査、また支援ができるもの、あとは可能な限り社員も使用するという ことで、
0:35:58	保守または修理が可能なものというふうに言ったものになります。
0:36:08	44 ページについてはですねこちら今度工事が必要なものということで位置付けられて いるものでございます。
0:36:18	左側にですね対象設備がございます。化学処理装置、あとセメント固化装置の一部、 あと、
0:36:26	結城廃液一時格納庫、あと有機溶媒貯槽ということで4項目でございます。
0:36:36	こちらについてはですね、それぞれ申請内容ということではい。
0:36:41	まず慣習について化学処理装置についてはこれは手術停止になるということで、配 管の閉止とかですね電源の遮断等を行うと。
0:36:50	ということになります。
0:36:52	施工認可後の措置ということで書いてございますが、こちらが機能停止するための 措置ということで、供給バルブの閉止、廃液の移送スラッチの回収、電源系統 の遮断と。
0:37:05	いうこと、あとは同じくですね化学処理装置の廃止、一時停止伴ってですねセメン ト固化装置の一部についてもですね、使用停止を行うということで、
0:37:17	凍結左右階層とかですね布田チソウ後主要配管の一部を矢野氏を停止するた めにバルブの経費とかですね除染、あとは電源系統の遮断を行うということになり ます。
0:37:29	こちらについては建屋については廃液処理棟になりますのでそちらに設置されて いるということで、こちらの中の措置ということになります。
0:37:39	あと下二つでございますが有機溶媒、有機廃液一時格納庫についてはですねこ れ汗そのものの使用を停止するというので、配管の閉止、
0:37:49	中に容器が設置されてございますが、保管容器の撤去等、これらを行うとい うこと で、
0:37:57	それぞれ容器の排気系バルブの閉止とかですね、その容器、
0:38:03	に繋がってる配管の取外し、あとは容器に蓋をして撤去すると、というような措置が あります。
0:38:11	もちろん、建屋内ということで有機廃液一時格納庫内に行って行うものでござい ます。
0:38:18	あと、最後、 β γ 焼却装置の有機溶媒貯槽の漏えい検知器ということで、これに ついては、有機廃液一時格納庫を停止するというので新たに受け入れ施設にす るものでございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:32	現状の関井は設けているということございます。話をしましたが、現状漏えい検知器がついていないということで、これを次、いいとしてですね漏えい検知器の据えつけを行うと。
0:38:44	いうものでございます。
0:38:50	ちょっと45ページになりますが、具体的な内容ということで、設計条件、化学処理装置セメント固化装置の一部、あと有機溶媒、有機廃液一時、
0:39:02	格納庫の使用停止に関する設計条件ということで、
0:39:06	大きく、使用停止に伴いですね、閉じ込め機能を担保する設計ということになります。
0:39:14	設計条件としましては、ⅢAβγ固体集団さん、廃棄、液体廃棄物の受け入れ施設の有機溶媒貯槽についてはですね、関。あとは関第2漏えい検知器をつける
0:39:28	と。
0:39:28	設けるということで施設外への漏えいを防止すると。
0:39:34	あとは点検によってですね、機能を維持すること、あと交換によって修理保守または修理ができる設計となることになります。
0:39:46	40を46ページについてはですね、下、また、
0:39:52	使用停止に関するものということで、廃液処理等の化学処理装置後セメントを固化装置の一部ということで、これについては、先ほども、
0:40:01	ご説明しましたが、バルブの閉止とか、
0:40:04	それに対して閉止フランジを取りつけること、そういうことで閉じ込め機能を担保すると。
0:40:11	ということになります。弓削基地自覚の後についてはですね、バルブの閉止とか、あと保管容器への負担の取り付け、ということにそれをもってですね、それぞれ機能を担保することになります。
0:40:24	有機溶媒貯槽についての漏えい検知器についてはですね、仕様が書いてございます。
0:40:29	制限容量式のものを設置することで早期に検知できるようにするというようにしてございます。
0:40:39	それと、下、これに対する技術基準分で47ページから書いてございますが、まず大きく閉じ込め機能ということになります。
0:40:49	これについてはですね、もう先ほどからもあれですけどもバルブ等の閉止、あとは配管等二瓶修ランチ家をする
0:40:57	と。
0:40:57	いうこと。あとは、
0:40:59	結城排気自覚のこうなりますが、保管容器がございましてその蓋を取りつける
0:40:59	とか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:05	ということによりまして放射性血を限定された区域に閉じ込める、機能を保持できるようにするというようにしております。
0:41:19	それと、48 ページには閉じ込め機能十条をということで、
0:41:26	こちらについてもですね、
0:41:29	こちらは、施設内の漏えいを防止するというで堰を設けるということで、有機溶媒貯槽ですね、ということにをして、あと漏えいを早期に検出することにしております。
0:41:45	同じく、12 条にも該当するというで、49 ページになります。こちらについてもですね、市販品を使用して、
0:41:54	保守または修理が可能なものというものにするということにしております。
0:42:06	50 ページになりますが、今後の対応ということで、
0:42:12	本、今回の申請についてはですね施設が多いということで 18 施設についてまとめたものでございます。
0:42:21	説明に技術基準の適合性についてはですね、条文をと、技術基準の条文ごとを 2、
0:42:30	対象となる施設を横並びで説明しようというふうに考えてございます。
0:42:35	今回ですねいう形はちょ、有機廃液一時格納庫の使用停止と、あと廃棄処理等の下、化学処理装置の使用停止と。
0:42:44	という、二つのものについては、工事の期間の工事を伴うということで以下のようにということで、
0:42:53	考えていると。
0:42:55	いうことで、まず有機廃液一時格納庫についてはですね、代わりに、 β γ 固体所長さんの有機溶媒貯層が、受入施設として
0:43:05	登録変更しますので、そちらの使用前確認を完了した後でないと、使えないということで、有機廃液の受け入れ施設が一時的に存在しない状態となると。
0:43:20	いうことからですね、結城廃溶媒貯層の使用前確認完了後に使用停止のための工事に着手するというふうに、
0:43:29	考えてございます。
0:43:31	衛藤化学処理装置の使用停止についてはですね、処理対象のですね廃棄処理がですね蒸発装置 1 で実施可能と。
0:43:41	いうことをあとは主要停止に係る設工認認可をもって使用停止のための工事に、こちらについては着手するというようにしてございます。
0:43:52	ただ、化学処理装置、イトウの使用停止についてはですね、竜巻対策、本設工認で申請してございますが、全然適合性確認と関連しているということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:07	あと 51 ページにですね、これは許可の方でもご説明してございますが、使用停止に向けたプロセスということでそれで必要になってございます。
0:44:17	機能をですねそれぞれ停止していくというようなフローを記載してございます。
0:44:26	今回の設工認の概要については、すみませんちょっと長くなりますが以上になります。
0:44:31	一旦ここでちょっと、
0:44:33	切りますか。
0:44:37	はいありがとうございます。それではですね。
0:44:42	ちょっとまず、ここまでの規制庁から、コメントありましたらよろしく願います。
0:45:10	すみません規制庁ナカザワですけれども、まずう、6 ページ目のところですかね審査の進め方のところをちょっとお伺いしたいんですけども。
0:45:24	第 2 回の一番上、第 1 条第二条第三条、
0:45:29	本店本申請で該当しない条文。
0:45:33	ていうふうに書かれているんですが、これは同意という説明をされる予定なんでしょうか。
0:45:42	本申請で、
0:45:44	該当しない理由を説明するっていうことでしょうかちょっと確認させてください。
0:45:54	はい。原子力機構ショウジです。そうですね今回の設工認についてですね該当してないところを該当しない条文も当然あるのでそれについても、なぜダイエー。
0:46:07	該当しないかという説明をするということです。
0:46:12	はい、ありがとうございます。ですね。
0:46:25	それでその下の
0:46:30	技術基準に基づく工事が無い条文なんですけれども、
0:46:41	これは工事不要のところと越冬な。
0:46:48	何が違うんですしたっけ。別表 2 を、ちょっとまだ説明はませんが、別表 2 の方で、いろいろ記号をつけていただいているんですけどそこもちょっと関係がわからなかったんで、
0:47:17	技術基準に基づく工事が無い。
0:47:20	いうのは別表 2 でいうと、二重マルのところを集めたというわけではない。
0:47:31	でしょうか。
0:48:26	助教ショウジすみません、ですねこちらについてはですね、技術基準。
0:48:37	技術基準。
0:48:44	南通日本では、
0:48:47	はいすみません。ですね、今回の審査にあたって、設工認の申請にあたってですね、技術基準に基づいて、そこに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	何か比較したっていうか、した場合にですね、Gはないんですけども、技術基準の ところの適合性の説明のところですね。
0:49:14	その内容について何らかの説明が必要なものと、
0:49:21	いうふうな位置付けのものになります。
0:49:48	規制庁カネコです。今の説明ですけど、
0:49:51	別表 2 との、
0:49:54	中でも言ってるようにその二重丸とか差額とか保守とかおっしゃられるのか。
0:49:59	それ一との関係は全くないんですか。
0:50:14	はい。原子力機構ショウジです。そういう意味ではですね別表 2 のところ記号とい う意味ではですね。
0:50:24	一重丸、
0:50:26	二重マル。
0:50:29	ニジュウマルとですね都丸が一部入るかなという。
0:50:35	何か位置付けのものになります。
0:50:42	ワークステーションカネコです 20 万、20 万、20 万って申請しないやつですよ。
0:50:54	これ原子力機構ショウジです。申請対象ではございませんが、
0:50:59	説明は必要かなということで、
0:51:04	はい。
0:51:05	入れております。うちいくつかは進数丸が入ってるんですか。
0:51:12	共通。
0:51:13	演習当初、はい。そうですね丸についてはですね、当然今回の工事、
0:51:20	当然ながら設工認対象施設でございますけども、あとはその工事がなくてですね、 今の既設のものでも、
0:51:29	説明がつくものについてはですね、添付 6 の技術基準のほうで説明を行うと。
0:51:35	いう位置付けで我々としてはマルをつけているのでその一部も含まれるというこ とになります。
0:51:53	今の何らかの説明を行うっていうのは、
0:51:59	どういう説明かというと、申請が不要であるという、何らかの説明のことを言てま すか。それとも、
0:52:11	何らかの説明っていうのはどういう説明になりますか。
0:52:39	すいません。元助教荘司です。
0:52:41	すみませんちょっと説明があれだったんですが概要説明の資料のですね最後の ページにフローが記載されてるかと思いますが、そちらご覧になれますでしょ うか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:57	見てますよ。はい。そこにですね、一番下についてはですね記号マル数二重丸三角バーということで記載があるかと思います。
0:53:12	我々の判断としましては、
0:53:16	まず
0:53:17	すみませんちょっとフローチャート説明させていただきますけども。
0:53:22	まずは、
0:53:27	設工認、新規制基準、にですね、申請済みかということで真ん中のところになりますが、そこでまず判断してあるかないか。
0:53:40	申請済みのもので新規制、新規、新規要求事項であるかどうかということで要求事項にあればですね過去の設工認で、
0:53:53	新規制基準を満たしているものについては二重丸という形で、我々は記載してございまして、その中で添付し
0:54:04	それが満たしていないといった場合はですね添付資料の適合性の方で説明するということで、0という記載をしているものでございます。
0:54:20	そうする等、先ほどの、
0:54:24	添付資料 6 で適合性説明っていうところが、
0:54:39	第 2 回のバックフィット対応として追加する廃棄物が竜巻の、うん。
0:54:45	井上さん、今の添付 6 で説明をするっていうのは、第 2 回第 3 回第 4 回のうちのどこに当たるんですか。
0:54:56	はい原子力機構ショウジです。第 2 回ですね、真ん中の項目、技術基準に基づく工事が無い以上分ということに該当します。
0:55:08	その辺も該当するところありますが、
0:55:13	例えば 12 条ですね一番最後のところにも、当てはまるかなというふうに考えております。
0:55:30	基準に基づく工事が無い。
0:56:15	すみませんちょっと検討しますので少々お待ちください。
0:56:34	規制庁カネコですページ 6 ページ、第 2 回の一番上で本申請で該当しない条文というのは、別表 2 というパーツと言いかいいですか。
0:56:55	はい原子力ショウジです。はい。その理解、その通りです。はい。お願いします。
0:58:01	規制庁の赤沢ですすみません。再び確認です。第 2 回の一番下、バックフィット対策、対応として追加する竜巻対策設備。
0:58:13	該当する条文。
0:58:15	を説明するっていうふうにはあるんですけど。
0:58:17	これは説明するのは竜巻対策設備だけですか。それとも、第五条第 8 条すべて説明する、どちらなんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:32	原子力機構ショウジです。
0:58:34	藤辰己施設Bについてはですね、該当する方へ工場を8条になりますのでその条文の説明をさせていただきたいと。当然12条も関わってくるかと思いますが12条については、
0:58:49	第4回で説明しようというふうにしてますので、第2回については、補助8条を説明させていただくというふうを考えてます。
0:58:59	規制庁兼子です。そうすると、第五条第8条に関連する設備は竜巻防壁だけです。
0:59:08	ということですか。
0:59:12	はい現地助教東海林です。これについて工事が伴うものという意味では5条、8条というふうになる。
0:59:22	工事が伴わない第五条第8条はどこで説明するんですか。
0:59:30	原子力表示です。すみませんちょっとパターと同じくそこ、この竜巻と一緒にですね、58条についてはその他の施設についてもご説明させていただきます。
0:59:42	ということは、第2回の第五条第8条の欄では、竜巻防護兵器ばかりではなく、第五条第8条に関連する設備のすべてを説明するという理解ですか。
0:59:56	ページルーフをショウジです。はい。その通りでございます。
1:00:00	大井。
1:00:08	原子力機構ショウジです。つまりそういう意味ではですね先ほどの表のところで、
1:00:13	江藤右、条文が書いてございますが条文の書いたもので裾施設を説明するという意味で右側に代表は書いてございますが、基本的には条文でご説明させていただくというふうを考えてます。
1:00:38	二つにちょっと検討しますので少々お待ちください。
1:01:16	規制庁兼子です。今の荘司さんのご説明ですと、分類の考え方っていうのが、何を変えてるのがさっぱりわからなくなっちゃうんですよね例えば、
1:01:28	第五条第8条には、竜巻防壁以外のものも含まれます。
1:01:33	第2回の最後ね、分類の考え方はバックフィット対応として、工事あり、
1:01:40	のものを、
1:01:42	と書いてあって、分類の考え方だ。
1:01:47	村上が、
1:01:49	違ってきちゃうように感じるんです。そうでもないですか。
1:02:03	原子力機構ショウジです。そういう意味ではですね、条文ごとに分けるという、グループピングやる際にですね、まず該当するもの、例えば第2回ですと、竜巻が、
1:02:17	ボリューム的に一步で多いかなというふうなことで、選んでまして。それに伴うものも合わせて行くと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:26	いようにそういうボリュームが多いものがまずあってですねそれに基づいてその他の施設についての条文。
1:02:36	条文、基本的に条文で説明するということになっていますけど、していますので、そのうち、
1:02:43	ボリュームを見ながらですねちょっと我々のグルーピングさせていただいたというふうになります。
1:02:54	ちょっと分類の考え方は無視してもいいってことですか。
1:03:07	原子カショウジです。そうですそういう意味ではですね条文メインでご説明していきますがその中で比較的重いものって言ったらいいかどうかですね。
1:03:21	事案の大きいものというものでちょっと記載させていただいてるというふうに見ただければと思います。
1:03:52	ちょっと中断しす。
1:08:55	規制庁カネコですすいません第2回の話は、大江宗がわかりまして第3回のところに書いてある、資料6ページですね。ばFIT対応で追加する設備が、
1:09:11	あるにもかかわらず、工事が不要っていうのは、これはどういう意味でしたっけ。
1:09:25	はい。原子カショウジです。このバックイトウ対応で追加設備で工事不要というものについてはですね、既設でもうすでにあるものをということになりますので、それを今回、設工認で申請するというものでございます。
1:09:45	規制庁カネコです。バック行ったようで、追加した新規性基準前は、規制対象にはなっていなかったとそういうものですか。
1:10:02	はい原子力の荘司です。はい、そうですね例えば搬送設備とかについてもですね。
1:10:08	はい。そういうものををお願いいたします。
1:10:15	浅井わかりました。追加されたんだけど、元からあった。
1:10:22	これは申請対象として考えているという理解でよろしかったでしょうか。
1:10:31	はい、原子力機構ショウジですはい申請対象としております。
1:10:37	はい。
1:10:46	第4回のところのウニって使用停止に伴い変更追加するんだけど、
1:10:54	工事が、
1:10:58	はい、わかりました。
1:11:01	とりあえず、このページはいいやんか。
1:11:05	はい。私は特に大丈夫です。
1:11:10	じゃあすいません伊東です。経理社長イトウですけれども。
1:11:16	第2回のところで、一番上の行の本申請該当しない条文っていうことで、これについても説明をされる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:25	というような
1:11:27	ご説明だったんですけれども。
1:11:30	ということはこの資料の中で、例えば 1 条とか 20 とか 3 条を、
1:11:37	の内容。
1:11:39	要求に照らして、該当しないという説明を述べている箇所があるってそういう意味でしょうか。
1:12:01	機構ショウジです。
1:12:04	概要資料についてはですね述べておりませんが、割れとして申請書の
1:12:14	リース基準のところの添付 6 ですね、のところで説明するというふうに考えているものでございます。
1:12:24	ではこの概要資料上は何も考え方は述べないけれども、
1:12:29	申請書において表しているものをここに転記を申したということですよ。
1:12:35	この表については、申請、工事が発生。
1:12:40	工事発生というとあれですね、申請対象以外も含めて
1:12:47	お書き表しているということですね。これまでの説明踏まえると、
1:12:53	議事録をショウジですはい。その通りでございます。
1:12:58	それから、
1:13:02	とりあえず衛藤わかりました。
1:13:05	はい。私から以上です。
1:13:50	電話、
1:13:51	7 ページ以降、
1:13:55	移りたいと思います。
1:13:58	はい、横井です。
1:14:06	まずちょっと体裁的な面なんですけれども規制庁の赤沢です。
1:14:11	7 ページ以降なんですけれど、ペイジー買っていたらいい。
1:14:19	第何回で説明する。
1:14:22	いうふうな表現が 7 ページ以降の技術、トナミページ以降の概要になると。
1:14:29	何回です。第何回です名するかが、よくわからなくなってしまうので、
1:14:39	その関係の方を追記しておいていただくと助かります。
1:14:50	はい。議事録ですはいしました。
1:14:53	はい。
1:15:03	そうですね、概要説明資料 2、刀禰説明。
1:15:09	ただ言ってるのが、
1:15:11	第 1 回の竜巻対策設備から、
1:15:17	ていうふうになってまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:20	技術基準に基づく工事が無い。
1:15:24	条文で何か代表例とかをつけていただくことで、
1:15:30	できそうでしょうか。
1:16:11	原子力不祥事です。はい。その件に関しましてはちょっと我々の方ですね代表、今ちょっとすいません、ぱっと思いつかぶのはあれなので、ちょっと検討させていただいて、追記できるように、
1:16:24	見直したいと思います。わかりましたありがとうございます。コメントの趣旨としてはですね工事は無いと思うんですけど適合性の確認は必要となりますので、
1:16:38	何かしら代表的なものを、五つ概要説明の方にも入れたい方がいんじゃないかという趣旨のコメントになります。
1:16:47	検討の方よろしくお願いします。
1:16:54	はい。技術部長です。はい。了解しました。江藤室長伊東です。
1:16:59	赤津さんと今の趣旨の確認ですけど。はい。
1:17:05	やっぱり条文だけピックアップして説明を追加をしていただきたいのか。
1:17:11	それぞれの条文について、代表的な設備なり、思って説明をしていただきたいのか、どっち。
1:17:20	コメントでしょう。私のイメージでは代表的な条文。
1:17:25	でいいのかなと思いました。
1:17:29	越冬
1:17:31	を、我々の、
1:17:35	最後の最後というかその審査を行うという意味で言うと、
1:17:42	この 90351617192021 っていうのは、
1:17:47	申請。
1:17:50	さっきちょっと二重マルだという説明と 2 マルが入って一重丸が入っているっていう説明があったんですけども。
1:17:59	それと、
1:18:01	混在しているっていう理解で正しいんですか。大洗の方に下へ確認したいんですけど。
1:18:14	はい原子力不祥事です。はい。そその記載については混在しているというふうになっております。
1:18:23	その混在してるものっていうのは、例えば
1:18:27	一重丸、
1:18:29	いや申請対象の条文とそうそうではないと考えている条文を分けることができるでしょうか。
1:18:49	原子炉長ショウジです。こういう分け方するのは可能です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:59	何が言いたいかという、どの条文は審査対象だって説明をされてるのかちょっとわからないなというふうに感じていて。
1:19:11	多分従来の設工認、もし審査というかの会合での説明だと、申請範囲について説明をされるんだと思うんですね。
1:19:21	なぜ、
1:19:22	当然、
1:19:24	申請書の中で説明、適応不要と考えているところ。
1:19:29	主張されているところについて本当に不要かどうかというのは確認をするんですけども。
1:19:35	多分、衆力されるのは、説明注力されるのは、
1:19:40	申請が必要だと考えているところだと思うので、
1:19:44	そこをまず区別をしていただきたいなと思ってますと、データ文節申請不要だっていうところの整理。
1:19:54	どうしてるかっていうのは概要資料じゃなくて別の表の方で説明をされるんだと思うので、そこは何か若干すみ分けがちゃんとされていた方が、
1:20:05	説明もしやすいのかなというふうにはちょっと思いました。
1:20:10	ですのでちょっとナカザワのコメントに戻ると、
1:20:15	工事が発生すると、申請対象だと思っている条文について例示していただければいいかなと思っています。
1:20:39	いかがでしょうか。井口。
1:20:44	議事録をショウジです。そういう意味では工事が無いところもありますのでそこについてはスイセ対象か、主張でないかというのがわかるように、
1:20:58	はい。
1:20:59	全部。
1:21:00	申請対象の条文について。
1:21:04	イメージを書いていたいただければいいかなと。
1:21:08	ということです。
1:21:13	申請対象と考えているものと考えてないものはわかるようにしてくださいと。
1:21:36	中澤さんはシヘンなことってます。いえ、ほかに。はい。
1:21:42	ちょっとこちらで、
1:21:45	検討中ですいません。
1:21:48	はい。
1:22:04	技術ショウジです。先ほどの伊藤さんのご意見ありましたんでもう回れとしてもそういう形で、
1:22:12	わかるようにしたい。資料のみ直したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:20	それちょっと席外したんで議論についていけなかったんですけど、今議論、いえ井藤さんから指摘があったのは、
1:22:28	指摘のある例示っていうのは分割の考え方のところに書かれている例で例えば第3回の搬送設備とか固体廃棄物の廃棄施設とかっていう、それを指して言ってますか。
1:22:50	もう、
1:22:54	概要説明がないので。うん。うん。
1:22:58	熊倉なんかやっぱり石丸坂ちゃん、ショウジまで何かで維持をしても、
1:23:05	ここに例を作るんですよ。そうですねすみませんちょっとわかりました。第2回の技術基準に基づく工事が無い条文についても、
1:23:18	第1回の審査会合で説明するのかな。
1:23:21	布施概要説明の方に概要説明を追加してくれと言ってそのイメージとしては、あくまでも、
1:23:33	20番都丸近藤してるね。はい。ちっちゃい。
1:24:35	はいすみせんわかりました。今のところは、フローチャートの添付6での要求事項を満たしているか満たしていないから説明をする。
1:24:44	ところなので、結果的には、二重丸と丸が混在すると、その分類の考え方の例示には、満たしていないの説明。
1:24:56	丸の方に行くものの幾つかを書くというそういうことですね。はい。はい。
1:25:04	はい。元助教庄子ですはい。その理解はその通りでございます。はい。
1:25:08	わかりましたひとたまりがあったら、どうぞ。
1:25:12	はい。今言っていた形で、はい。対応いただければと思います。
1:25:22	可児支店ちょっと気になったんですけど第2回にはい。工事が無い上部のところに入っている21条のなんですか。
1:25:33	別表2を見ると、三角とバーのみ。
1:25:39	二重マルとか丸がついてないように見えるので、ちょっと整理を再確認させ、お願いできますか。
1:25:51	この
1:25:54	ここに該当するのではなくて、本申請で該当しない条文の方に、
1:25:59	はい。記号だけ見るとですね、該当しない条文の方に入るのかなというイメージもありますので、
1:26:20	はい、どうぞ。
1:26:27	です。はい。すみせん。元職長庄司です。そういう意味ではですね、ほぼ該当していないという、条文についてはですね第2回の一番上の項目になりまして、
1:26:41	いいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:45	別表 2 の方ですすべてバーになってるし、設備、施設、
1:26:52	封が該当するということになりますんで 21 条先ほど言われました 21 条については該当してるもの。
1:26:59	で、説明もすると。
1:27:02	いう位置付けにしておるものでございますが、そういう意味で
1:27:06	表別表についてはですね再度ちょっと見直しをさせていただくと、前回のご指摘等ですね、
1:27:16	整合性ですね、そういうものもありますので、再度ちょっと見直させていただきたいと思えます代わりとしてはそういう考えで作っているものでございます。
1:27:28	すいませんちょっと規制庁の岡沢です。私が勘違いしてたかもしれないですけど、一番上の本申請で該当しない条文は別表に行ったら、
1:27:39	バーだけで三角は含まれないってということで、したっけすいませんちょっと確認です。
1:27:47	はい原子力ショウジです。はい、そうですね大上のところは三角は含まれない。いいです。なるほど。そうすると上から 2 番目が二重丸丸三角。
1:28:00	三つあるってことですねはい。わかりました。
1:28:04	そういうこと。
1:29:05	すいませんちょっと検討中ですよろしくお待ちください。
1:30:05	あ、すいません。ちょっと場所変わりました、別添資料の別表 3 について、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。
1:30:15	ここに別表 3 に並んでいる機器というのは、別表 2 で丸がついてる機器のみという理解でよろしいですか。
1:30:29	はい原子力の東海林です。はい今ご提出していただいている別表 3 については、その理解で作ったものでございます。
1:30:39	はい、ありがとうございます。
1:33:39	規制庁の岡沢です。その辺後、
1:33:44	玄関希望時期との関係をちょっとお聞きしておきたいんですけども。
1:33:50	今から審査会合やって、合計、
1:33:56	4 回審査会合やって、10 月認可というのも、月に 1 回やったとしても、もう 4 回目
1:34:07	で、
1:34:07	10 月ぐらいにはなってしまうと思うんですけども。
1:34:11	あそこの方はどうお考えですか。
1:34:51	はい。原子力掃除です。そうですね今出させていただいている工程については、10 月、
1:34:59	予定ではございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:02	審査を行っていただくということで
1:35:08	今のところ原価計算の方も、
1:35:11	やり方に合わせてご説明させていただくということに、進めていますが、私もできるだけ早く、認可いただきたく、進めているわけですが。
1:35:23	現状として我々としても、今議会の説明した資料を4回ということで話を進めさせて、進めさせていただいてるということでございますが、
1:35:35	これについても、少しでも我々が早く、
1:35:39	部は対応してですね、審査が進むように、努力はしていきたいというふうには考えていますが、
1:35:46	現状ですと、
1:35:49	番地んは、現状をご説明できる。
1:35:56	状況で進めていて、
1:36:00	いただければというふうには考えていますのでできるだけ、
1:36:06	おんなじ時期っていうんすかねそれは理想でございますけども、同じような、
1:36:13	ふうに、進めればというふうには考えているところでございます。ちょっと答えになっていませんけど。
1:36:25	さっき言いました。はい。はい。ありがとうございます。
1:37:13	すいません。規制庁中沢です。ですね。
1:37:18	4ページに概要説明資料の4ページの方で、すでに認可済みのものをホールディングなど四つ挙げていただいていますけど。
1:37:28	その認可済みの、
1:37:31	何でしょう、設備。
1:37:35	というのは、
1:37:38	別添資料の中で、どこを見ればわかりますか。
1:38:03	えっとそういう原子力機構ショウジです。
1:38:05	そういう皆さん、認可を受けてるものについてはですね、この概要資料上は、ここにこの、
1:38:14	4ページ以外は記載していない状態です。
1:38:20	規制庁中沢です。概要の方ではなくて、別表1、別表123の中で、どこか書いてあるところありますか。
1:38:44	はい。原子力機構ショウジです。そういう意味ではですね別表についてもですね、例えばWとかも記載はない一についてもですね、
1:38:54	ので、そこの辺についてもですね、記載の方はない状態です。
1:39:01	となる。規制庁中沢です。となるとですね今認可を受けているものと、本申請で認可を受けようとしているもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:13	すべてが何ていうんでしょうかね、本申請で抜けがないかどうかというのを確認ができないので、加古認可を受けた。
1:39:26	新規性なですね、認可を受けたものについては、処理場と同じようにですね、表の方に追加お願いしたいんですけども、可能でしょうか。
1:39:43	はい原子力研究所の荘司です。はい。それについては対応させていただきます。
1:39:49	はいよろしくお願いします。
1:40:07	あと規制庁の戸澤です。戸部鶴見の方、ちょ。
1:40:12	突起になっているところがございます、
1:40:16	ですね、ロッカーと比べる等ですね、かなり設備数が多くなっているような、多くなっている。
1:40:29	ように見えておりました、
1:40:36	例えばなんですが、Q2の5ページ。
1:40:41	ですかね、廃液処理棟の排気設備で、
1:40:47	系統が三つに分かれて、周囲へ奇形分析フード系建屋換気系。
1:40:54	系に分かれてご説明されてるんですが、これこちらでも確認してみたんですが、許可にも、設工認申請書にも、
1:41:08	系統、三つに分ける、適正な記載もなく、説明も、特に出てきていないんですが、何か分かれてるとっていうのはあるんでしょうか。
1:41:45	原子力機構ショウジです。すいません今確認します少々いただけますでしょうか。はい、わかりました。
1:43:27	すいません原子炉容器をショウジです。すいません。ちょっと確認したところですね許可はそうなんですけども、設工認、現状、今日
1:43:38	現状の設工認ですね受けているものの設計仕様のところではですね、それぞれ分けているということで、別表2についてもですね
1:43:50	設工認合わせて、規制委既設工認に合わせた状態で、記載していると。
1:43:56	ということになります。
1:44:05	規制庁の戸澤です。
1:44:08	使われると思う。
1:44:14	設備2名、
1:44:17	騒音。
1:44:19	今回の申請ではなくて難しい。
1:44:25	橋野参考人申請に合わせている。
1:44:28	ということですか。
1:44:33	田井原子力ショウジスパイそうですね記者のに申請した当時、いいですね。
1:44:40	のものに、の記載に合わせてということになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:58	ちょっと検討しますのでお待ちください。
1:45:56	規制庁金子です今のところなんですけども、若干混乱してるんですが、設置許可登録設備。
1:46:07	藤。
1:46:08	設工認申請の設備っていうのは、
1:46:14	必ずしも一対一になっていないところが、
1:46:18	あるんですよ。
1:46:23	ふうん。
1:46:27	施工じゃなくて、
1:46:30	設置許可登録設備、例えば、5、
1:46:34	AはAⅡAⅢみたいな感じで、三つに分けて設工認申請し、してるってそういうことなんですか。
1:46:46	はい原子力ショウジです。はい。そうですね許可上は。
1:46:51	設備は一つなんですけども、ただその中で、例えば系統は三つ分かれているものもございまして、設備としてはそちらの細かい方で記載をしておりますので、
1:47:02	今回の別表2についてはですねその設工認の細かい、分類に合わせた形で作成したというふうになります。
1:47:22	細かい方等、もともとの設置許可の設備のその関係っていうのは、それわ一一覧か何かでわかるんでしょうか。
1:47:47	はい。原子力機構ショウジですはい。
1:47:50	現状はですねものとしては、まとめたものはないんですけども、そういう意味では当然対応でき、こういう、この設備に対してはこうなってるっていうのがわかるような形には、
1:48:03	ありますので、その辺はどういう施設がどうなってるかっていうのは、当然把握できるものでございます。それがないとね、事業課で、例えば、
1:48:15	廃棄施設っていうふうに書いてあって、それで設工認ですと、フロア等断面とケーシングみたいな感じで申請したりするじゃないですか。
1:48:27	そうするとね、降りてフロアってぜ、中華のどれを指してんだよ。
1:48:34	ていうふうなことがわからないと、漏れてんの、漏れているのかどうか確認できないんでその対応表は必ず必要なんですけど、今荘司さんはその確認はできるんです。
1:48:45	ていう話はしてましたが、それ、どう、何をもって確認ができるんでしょうか。
1:48:59	はい。江藤。原子力ショウジです。えっとですね、確認という意味ではですね別表2のところ、例えば先ほどやりました廃液処理等のもので、気体廃棄設備の廃棄施設のところになりますけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:14	許可上の施設としてはその管理区域系の排気設備で廃棄処理棟排気設備という くりかと思われませんが、
1:49:24	設工認上ですねそれをさらにしたにその廃液処理棟の廃棄設備についてはです ね 3 系とあると。
1:49:34	ということで、出しているの、
1:49:38	その設備名ですかね。
1:49:40	廃液処理棟の排気設備と、
1:49:45	評価上のす。仮設工認許可上は廃棄処理と廃棄設備となっておりますけども、この表 上はさらにブレイクダウンして、
1:49:55	それぞれ 3 系統を記載してる、施行に合わせて記載してるんですけども元のその 設備名が一致すると。
1:50:05	ということで確認できるかというふうには考えます。
1:50:09	要は別表 2 は何ページになります今こそ、具体例として出されたのは、
1:50:16	すいませんべ現状ショウジです。別表 2 のですね 5 ページになります。5 ページの 廃液処理棟というところがございしますが、表の上からですね見ていただくと等と書 いてありますが、廃液処理棟。
1:50:33	その他廃棄物管理施設の附属施設、機器名があつて、気体廃棄物の廃棄施設、 管理区域で廃棄設備、再廃液処理棟換気廃棄設備ということでブレイクダウンし ていくんですけども。
1:50:47	すいませんちょっと今やっと開けたので
1:50:51	後の状況には 5 ページで 10 からですね、5 ページ、2 ページです。廃液処理棟。
1:50:59	はい廃棄処理。
1:51:02	その他廃棄物管理施設その下にございますけども、さらに機器設備ということで、 気体廃棄物の廃棄施設と、さらにその中に、管理区域系の排気設備があるんで すけども、さらにそれがですね片やごとにあるということで、
1:51:18	廃棄処理等については廃液処理棟排気設備というのがございます。
1:51:23	場所はここまでかと思いますが、そこについてはさらにですね、廃棄処理と廃棄設 備については 3 系統あるということで、周囲壁分類、分析フード、
1:51:34	建屋換気系ということで、それぞれ設工認についてはこれを申請しているとい うことで、記載としてはそういう記載をしているということになります。なるほど。じゃ、 許可等の設備名の増、突合については、
1:51:48	何かの各分析フード系とかその上の行でいうと廃液処理棟排気設備。
1:51:55	ここを見れば、漏れてるかもしれないかってのはわかるんですね。
1:52:01	原子力をショウジですはい設備としてはそうを見ていただければ、確認できるか と思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:43	規制庁カネコです。5 ページは、今のよくわかりやすい例だと思うんですけど、次のページにいただいて、ページ 6 ですね、ページ 6 の、6 ページか。
1:52:56	ここでいうと、許可の設備っていうのは、
1:53:02	建屋換気系統、固体廃棄物の廃棄施設と、消火設備等電気設備、
1:53:13	こうなるっていう理解でいいですか。
1:53:22	はい限局傾斜をショウジです。はい。6 ページについてはそういう場合区分になります。わかりました。各設備のナンバーリングの直上の名前が、許可の設備登録名等突合するっていう理解でいいですよ。
1:53:41	はい。原子力ショウジです。はい。その通りで、例えば 6 ページだとちょっと切つてるところが悪いので、喜多八木設備がちょっとこちらに来ているところはありますけれども、その辺はですねちょっと見やすいようにですねちょっと見直ささせていただければと思います。
1:53:55	すいません。規制庁荒です。北井廃棄物の廃棄施設のところで、切れちゃって見にくっていうのは、すいませんどういう意味でしょうか。
1:54:05	下水道ショウジです。これ図ですね前ページの 5 ページの続きだということになってるんでちょっと切つてるところが、途中で切っちゃっているのそこら辺はちょっと見づらいかと思っております。
1:54:17	そうすると、ナンバーリング 54 の府は設備ありますけど、
1:54:27	これは許可上では、
1:54:30	気体廃棄物の廃棄施設として登場する。
1:54:34	で、その難波の 53 の原動機については、建屋換気系として登場する。
1:54:42	そういう理解でいいですか。
1:54:47	はい、原子力の荘司です。そういう意味では全体的な部分としては気体廃棄物の廃棄施設という位置付けにはなりますけれども。
1:54:56	2 ヶ月はそういう理解になります。
1:54:59	うん。だから許可には、建屋換気系っていう言葉は出て。
1:55:05	来るんですね。
1:55:13	現象表ショウジです。そういう意味ではすいません表で見る限りでははい。はい。廃液処理棟排気設備、
1:55:24	ですねすいません許可上は、管理区域系排気設備と内機構という位置付けになりますね。
1:55:38	建屋関係ってのは出てこないんですか。
1:55:48	はい。すいません助教東海林です。この辺についてはですね許可ともちゃんと整合をとれるようにですね、見直ささせていただければと思います。わかりました。一部ちょっとわかってないところ、たまたま

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:03	整理が甘いところを引っ張っちゃったのかもしれませんが。
1:56:07	基本的には先ほど言ったようにナンバーリング機器ナンバーがあるところの直上 が許可で、そのつもりで書いたんだけど一部うまく整理できてないのもあるんで、 綺麗にしますとそういうことですね。
1:56:23	はい。議事録をショウジですはい。基本的な考えはそういう考えでございますので それがわかるように、資料の方見直させていただきたいと思います。わかりまし た。
1:56:35	社長です。はい。
1:56:40	ふうん。
1:56:55	知事は、
1:57:01	ちょっと幾つか細かい点なんですけれど。
1:57:06	先ほどの評価と整合を図るよという観点からあったんですが、
1:57:15	はい。
1:57:20	等ですね、例えば、
1:57:24	52 ページから始まっている黄廃棄物管理施設用廃液除草なんですけれど、これ 許可上は液貯留施設 I の附属建屋っていうふうになっていると思われまので、 ちょっと確認の上、合わせて修正しておいていただければと思います。
1:57:44	本当に項目分ける必要あるのかという点を含めてちょっと再ご検討いただければ と思います。
1:58:08	はい。原子力ショウジです。はい管理施設廃液貯槽。
1:58:12	については、排気駐留施設 1 の附属施設という位置付けになっております。それ は許可上そうなっておりますので、
1:58:22	それに基づいて記載しているところなんです。
1:58:29	これを分けたほうがいいと。
1:58:32	IAEAむしろ、今、現状は書かれていると思うんですけど、一緒にし、廃棄処理 施設と一緒にした方が、
1:58:43	いいんじゃないかなというコメントです。
1:58:50	原子力をショウジです。はい。そういう意味ではですね附属施設となっております がちょっと建屋が別になっているということもありまして、その別に記載すると。
1:59:03	記載序はそういう形で記載しております。それは、と、それからまた手が違うとい うことなので、ちょっと別にしているということです。
1:59:18	立山。仲田です。建屋が違う。
1:59:23	そっか。すいません。ちょっと崩壊しました。
1:59:38	そう。筒井。
1:59:41	P-58 ページのところなんです、 β γ 時格納庫 1 の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:53	廃棄設備のところですかね、ここもちょっと細かいんですけど、
1:59:59	他のところでは、この解析浄化設備、
2:00:05	あと、IF排風機が入ってるんですけど、ここだけ。
2:00:10	ダクト(ハ)以降、
2:00:13	だけになっていまして、許可等の整合でもちょっと違っているのかなという気もしますのでちょっと確認の上、はい。
2:00:25	9件確認していただければと思います。
2:00:32	はい。吐月不祥事です。はい。 β γ 一時格納庫一井の換気設備についてはですね、この建屋自体にはなくてですね、隣にあります β γ 一時格納庫。
2:00:46	Webメーターが固体処理棟1という建屋があります。ありますが、そちらの換気設備B排気設備でこの、
2:00:56	データがもう一時格納庫Iの関係を行っていると。
2:01:00	というのがございますので、そういう書き方にすると。
2:01:04	許可上も確かそうなるはずなので、この辺については現状の通りということになります。
2:01:24	規制庁の赤沢です。承知しましたこっちの方でもちょっと改めて評価を確認してみたいと思います。
2:02:06	規制庁の伊藤です。ちょっと表の見方を、
2:02:11	を確認させていただきたいんですけども。
2:02:16	少し前のやりとりで参照していた。
2:02:20	別表2の5ページのところ。
2:02:24	設備番号で言うと42から51まで廃液処理等について書かれているところなんですけれども。
2:02:37	この中で、
2:02:40	ちょっと細かい点ですが、
2:02:44	例えば18条。
2:02:47	のところで、
2:02:49	処理施設及び廃棄施設、
2:02:52	2に対して、
2:02:54	ここの設備が、
2:02:56	どの要求事項に対して既工認で、
2:03:01	適合を示してるのかっていうのを三角で整理をいただいて示していただいているんですけども。
2:03:08	例えば43番の排風機というのが、
2:03:13	集日置経営関係の設備の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:17	関係を構成する設備の一つとしてあって、
2:03:22	十八条の処理施設及び廃棄施設、
2:03:27	では1項の2号と3号、
2:03:32	が既工認で、
2:03:35	説明をしますという、
2:03:37	整理だと思っんですけれども。
2:03:40	この中で3号って、じゃあ、1個3号って何を書いてるかっていう要求してるかっていうと、
2:03:47	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、
2:03:52	相木港以外の箇所において、液体状。
2:03:56	放射性廃棄物を排出することがないものであることっていうことを要求をしていて、
2:04:04	済む要求に対して衛藤排風機がなぜ該当するのか、っていう考え方をちょっと確認したいんですけれども。
2:04:14	わかるでしょう。
2:04:29	はい、原子力不祥事です。
2:04:31	18条の3項ですね。そういう意味で海溝以外の箇所において、
2:04:45	はい、原子力をショウジです。
2:04:48	確かに18条3項についてはですね廃棄孔以外の箇所を排出気体廃棄物を配置することがないという条文ですので、
2:04:59	そういう意味ではですね、排風機からも漏れないと。
2:05:06	いう位置付けでの記載をしているということになります。
2:05:14	規制庁イトウですけれども、
2:05:17	なんかそういう本当にそんな細切れで設工認技術基準の適合性説明してきてます。
2:05:25	結局何を言いたいかという、
2:05:28	42から45の設備で、一つの系統。
2:05:33	機能を持つ設備としているのであれば、複数の設備で基準適合を示しているのかなあと。
2:05:43	いう気がしていて、それは何か無理やり分けて書くから、今みたいな説明になるんじゃないかなと思ったんですけれどもその辺ってどうなんでしょうか。
2:06:03	はい原子力機構ショウジです。
2:06:05	はい。そういう意味ではですね、確かにおっしゃる通りでございまして当然ながらその系統で担保するものだというふうには思います。
2:06:15	部分なのでまあ、
2:06:17	そうですねこちらはもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:19	そういう、そうですね無理やりちょっと分けたということもございますが、としても系統でちょっと見直させていただければと思います。
2:06:29	ひとまず考え方を伺ったかというところで、見解は承知いたしました。はい。ありがとうございます。
2:07:05	府川規制庁側から何かはございますでしょうか。
2:07:12	よろしいでしょうかね。規制庁伊藤ですけれどもすいませんもう1点じゃもう1点だけです。
2:07:18	今のページの二つ前の3ページ目なんですけれども。
2:07:23	これもちょっと
2:07:26	記載が間違っているのかどうかだけ確認をしたいんですが。
2:07:31	19条で、
2:07:34	19じゃなかった18条の第2項で、
2:07:39	黒丸がついていて、村の新規制基準で要求事項に変更があった条項っていう、
2:07:47	整理だと思うんですけども、C、Dだとすると記載記として○×江藤印がつくのは、
2:07:56	二重マルか一重丸だけなのかなと思っていたんですが、松波には三角が並んでるんですね、これって何か整理の仕方って処理場でや。
2:08:06	データ整理の仕方と合ってますか。
2:08:17	はい、衛藤原子力をショウジです。
2:08:19	はい。この辺は申し訳ありません今現状ですね、前回の原価計算の面談等でご指摘ありました。
2:08:29	別表の方ですね、今終わりでも今見直しているところでございます。なので、
2:08:35	今、今回ご説明させていただいた資料についてはちょっとこういう記載になってございますが、実際こちらについては、
2:08:45	この辺はちょっと確認はしますがちょっと記載の方はですね今見直しを行っているところでございます。
2:08:54	規制庁の伊藤ですありがとうございます。
2:08:58	何か見直していただいている経過として、
2:09:03	何かある程度やっぱり、記載のぶれがあるっていう感触ぶーなんでしょうか。
2:09:12	はい原子カショウジです。はい。すいませんそういう意味ではですね
2:09:16	発、この資料、最初に作った時に比べ時についてはあったかというふうに認識しておりますので、現状フローに基づいてですねその辺については確認しながら、再度見直しを行っているというところでございます。
2:09:37	規制庁伊藤です。
2:09:41	状況まとめましたらまたご説明いただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:50	はい、わかりました。
2:10:02	規制庁側から他いかがでしょうか。特になければ、
2:10:07	これにて本日ヒアリングが集中をしたと思います。
2:10:12	何か類似の要求事項があるのに処理場と整理が違う条文取ってきましたっけ。そうですね。
2:10:22	お待ちください。
2:10:30	規制庁の方ですが。すいません追加で1点だけ。
2:10:36	第6条第1項の、地震による損傷の防止のところなんですけど、
2:10:43	ですね、ほぼ二重丸がついていて、処理場に比べて、結構かなり多いかなという印象を受けております。
2:10:56	20万の整理が、
2:11:00	処理場と同じようにされているのか、
2:11:04	されているという理解で大丈夫でしょうか。
2:11:21	はい、原子力表ショウジです。やっぱり当行の6条を第1項についてはですね、原価権と同じような形で
2:11:34	フローに基づいて
2:11:37	判断しているものでございますので、
2:11:41	そういうことは、その他としては同じように、
2:11:45	考えています。
2:11:47	はい。規制庁の羽田です。今別表の方見直されているっていうことでしたけれども、6条の方で何か修正っていうのは、
2:11:59	はいありそうでしょうか。特にはなさそうですか。
2:12:03	田頭でしょ。
2:12:12	今の感触で構いませんので、ちょっと教えていただければと思います。
2:12:18	えっと原子力法ショウジです。第6条についてはですね今のところを、
2:12:24	見直したというところはない。いいですか。
2:12:34	はい。規制庁の羽田です。はい。
2:12:37	わかりました。
2:12:44	へえ。
2:12:46	規制庁イトウですけれども処理場側では最新の条文って
2:12:51	三角で、
2:12:54	近隣から変更するみたいなそういう経営をしていて、二重丸にはしてなかったんだと思うので、何か仕分けの仕方が
2:13:03	処理場等アライドで違うような印象を我々受けているっていうのが多分ナカザワ間とかなと思うんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:12	そこは認識ありますか。
2:13:23	はい技術の荘司です。そういう意味では我々としてはですね 6 条に関しては、
2:13:31	新規性基準要求事項ということで、黒丸付けてるということもあった松井りますので、そこは説明が必要かと。
2:13:42	こういことで
2:13:46	二重マルにテープ。
2:13:48	グループ 20 万にしています。
2:13:53	規制庁イトウですけども、ぐらいと、意見としてはっていうのが、もう、あるとは思いますが、
2:14:03	並行して審査をしている関係上、同じような要求で、同じような基準の変更なり或いは変更がないところ。
2:14:14	については、JAとして多分同じ書類になるんじゃないかなというふうにも思っています、いや、基準の、
2:14:23	変更の仕方がこう違うんですっていうのも、
2:14:27	課題としてあるのかもしれないんですけども、そこをちゃんと
2:14:30	分析した上でどう違うのか。
2:14:36	ご説明いただきたいなど。
2:14:39	思ってますと。
2:14:47	で、
2:14:49	仕分けの、丸々とか×熱なんかとか藤丸とか仕分けの結果が違うのが確かに納得できるという理由であればそれでいいんだと思うんですけども。
2:15:01	果たしてどうなのかっていうのはちょっとわからないっていうのは、長南元今の印象なんだと思っています。
2:15:16	はい。藤局長。
2:15:18	はい、小路です。今のご意見そうですね機構として、ちょっと原価検討調整させていただいて
2:15:26	その辺については回答したいと思います。
2:15:31	はい。規制庁井藤ですよろしく願いいたします。
2:16:22	規制庁仲田です。ですねすいません。またちょっと細かい点なんですけれども、別表 2 の 1 ページ。
2:16:31	ここを行ってちょっと確認したいんですけども。
2:16:35	9 番の分析フードですね。
2:16:39	ここ、
2:16:43	安全機能を有する施設、第 12 条のところで丸がついているんですけども。
2:16:49	安全設備 B。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:52	のところのを見るとですね、特にPSMSもついてないんですが、本当に、
2:17:01	或いは、安全機能を有する施設。
2:17:06	として、
2:17:08	何ていうんですかね。
2:17:18	BSMSEががないように第2、12条に丸がついてるってことでちょっと若干違和感を感じるんですけども。
2:17:29	その整理はいかがでしょうか。
2:17:59	はい、原子力交渉中です。
2:18:01	はい。このフードについてはですね化学処理装置。飯野。
2:18:08	なんでね、今後、
2:18:11	変更しているというところもあり、この辺についてはですねちょっと規程の方見直させていたいただきたいと思います。
2:18:20	全部。
2:18:24	はい。よろしく願いいたします。
2:18:27	ページ。
2:18:32	準備をしたい。
2:18:37	まあすべて原子力ショウジでそういう意味ではすいません先ほどの風土についてはですね安全施設についての記載が抜けているということで、
2:18:46	そこを見直させていたいただきたいと思います。
2:18:49	わかりました。ありがとうございます。
2:18:57	特に規制庁からなければ、連携終わりにしてそろそろ終了したいと思いますが、井藤さん何かございますか。
2:19:12	規制庁伊藤です。
2:19:16	大丈夫です。
2:19:17	ありがとうございます。概要資料で誤植とか多分、あるところなので、それも含めて、見直しておいていただければと思います。以上です。
2:19:35	はい、原子力ショウジです。すみませんその辺についてはですね全体ちょっと見直させていただきますので、
2:19:43	全体的に見直して修正させていただきたいと思います。
2:19:49	はい。よろしく願いします。藁谷廃棄物管理施設さんから何か確認しておきたい点ございますか。
2:20:05	はい。厳守、公表ショウジです。こちらから特にございません。はい。ありがとうございます。ではそれでは資料修正の上
2:20:18	閉会。またヒアリングを実施したいと思います。本日は、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。